平成25年度「重点研究費」研究成果報告書

研究課題 いじめをめぐる法的諸問題の研究

研究代表者

| 氏名 | 所属 | 職名 |
|-------|--------------|-----|
| 斎藤 一久 | 人文社会科学系社会科学講 | 准教授 |
| | 座 | |

研究分担者

| 氏名 | 所属 | 職名 |
|--------|-------------------|-------|
| 佐藤 雄一郎 | 人文社会科学系社会科学講 | 准教授 |
| | 座 | |
| 宿谷 晃弘 | 人文社会科学系社会科学講 | 准教授 |
| 旧石无法 | 座 | 正 钦 坟 |
| 安原 陽平 | 人文社会科学系社会科学講 座 | 特任講師 |

【研究成果の概要】

(文字の大きさ9ポイント・字数800字~1600字程度)

本研究は、近年のいじめ問題をめぐる議論に鑑み、法的観点から進められた研究である。とくに大津市のいじめ自殺事件後議論されている最新の問題状況について重点的に検討された。 具体的には(1)いじめ調査と第三者調査委員会、(2)いじめと警察の介入、(3)いじめ自殺と損害賠償論、(4)いじめ防止法の構想、を中心に検討がおこなわれた。

研究として、研究代表及び分担者の個人研究をベースにした上で、研究会を2回実施した。

- ①「いじめ防止対策推進法の検討」
 - 2013年12月19日、報告者安原陽平特任講師
- ②「いじめ自殺事件判決の民法的検討」
 - 2014年1月30日、報告者佐藤雄一郎准教授

また資料収集及びドイツの研究者との意見交換のため、ドイツでの調査研究(2014年2月25日~3月16日、安原陽平特任講師による出張)を実施した。

研究会①「いじめ防止対策推進法の検討」では、主として(1)いじめ調査と第三者調査委員会、(2)いじめと警察の介入、(4)いじめ防止法の構想に関わる問題を扱った。報告では、2013年に施行・策定されたいじめ防止対策推進法ならびにいじめ防止等のための基本的な方針には現在までのいじめに関する議論が反映されており、とりわけいじめの兆候から対処すべきという考え方、警察との連携、第三者機関との連携などが盛り込まれていることが紹介された。そして、教育行政の考える対応と弁護士・研究者の考える対応が併存しており、多様な解釈が可能になっていることが指摘され、子どもの教育を受ける権利に資するような運用がなされるべきであることが主張された。本報告については、宿谷晃弘准教授が代表を務める共生と修復研究会の発行する「共生と修復第4号」に研究成果として公表する予定である。

研究会②「いじめ自殺事件判決の民法的検討」は、主として(3)いじめ自殺と損害賠償論に関わる問題を扱った。これまでのいじめ自殺事件判決を民法学の視点から考察した報告であり、とりわけ民法上の損害賠償請求と国家賠償法上の損害賠償請求の構造の対比、学校事故と医療過誤の対比を用いながら検討が行われた。コメンテーターとして、斎藤一久准教授が、いじめ自殺事件を含む学校事故における国家賠償法と民法上の不法行為の交差を中心に意見を述べた。

ドイツでの調査研究では、ドイツとの比較を通して、日本の議論状況に新しい視点を提供するための調査研究を行った。安原陽平特任講師により、ボン大学ならびにゲッティンゲン大学の図書館で資料収集が行われるとともに、ドイツの憲法学研究者および教育法学研究者といじめ問題や教育制度などについて意見交換が行われた。

研究成果発表方法

[発表論文名(口頭発表を含む),氏名,学会誌等名(投稿中・投稿予定・執筆中)を記入する。] **※本経費を用いて、報告書(冊子等)を作成した場合には、本様式とともに** <u>1 部</u>を提出すること。 なお、提出された報告書は教育実践研究推進本部を通じて附属図書館へ寄贈する。

安原陽平「いじめ防止対策推進法の検討」共生と修復第4号に投稿予定